

## 入札説明書

令和5年度札幌市告示第4154号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年9月25日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階北側  
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課庶務係 電話(011)211-2352  
FAX(011)218-5130 電子メール: kei.shomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

札幌市における産業振興拠点調査検討業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月15日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和4～7年度度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が「市内」、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」かつ令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、本店所在地が「市内」、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者。

(3) 告示日より過去2年間に本市その他官公庁等との契約において履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所  
上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 5 年 10 月 2 日（月） 9 時 30 分（送付による場合は必着）

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

(1) ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 5 年 10 月 2 日（月）11 時 00 分開札「札幌市における産業振興拠点調査検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(1) イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 5 年 10 月 2 日（月）11 時 00 分開札「札幌市における産業振興拠点調査検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

別紙 2 の質問票により、以下の電子メールアドレス宛てに提出すること。

イ 提出先及び提出期限

提出先 : [kei.shomu@city.sapporo.jp](mailto:kei.shomu@city.sapporo.jp)

提出期限 : 令和 5 年 9 月 27 日（水）17 時 00 分

ウ 回答の方法

質問者へは電子メールにより回答するとともに、公表すべきと判断した質問は、下記札幌市経済観光局ホームページに質問及び回答の内容を掲載する（質問を行った法人名は公表しない）。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/chosakento.html>

(5) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の住所及び商号又

は名称並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに別紙3の委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年10月2日（月）11時00分 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所本庁舎15階 経済観光局北西会議室内

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格による入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(10) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付・閲覧場所及び問合せ先  
上記2及び札幌市公式ホームページ上に掲載

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金：要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当する場合は免除することがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金の納付をしないとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付を要する場合はその納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 契約書案のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日の定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送は認めない。